

**2024年度アートによる空き家活用パイロット事業「fresh air」
モデルプログラムコーディネート業務委託 公募型企画提案 募集要項**

1 趣 旨

2023年の住宅・土地統計調査（総務省）によれば、全国の住宅総数 6502 万戸のうち、賃貸や売却などを見込まず長期的に放置されている空き家は 385 万戸にのぼり、その長期的な放置は、防災・防犯・景観の面で深刻な社会問題を引き起こしています。近年ではその状況を未然に防ぐため、家屋の保全管理や除却に加えて、まちづくりや観光、福祉、教育等の分野において、住居以外の目的で活用する動きが高まっています。

昨年度アーツカウンシルしずおか（以下、「アーツカウンシル」という。）では、「アートによる空き家活用」に関するパイロット事業を立ち上げ、空き家活用事業者とアーティストが協働し、アートプロジェクトの試行や空き家活用策の提案を行うモデルプログラム等を実施しました。それにより、アートプロジェクトは空き家活用に対する地域住民の理解促進に効果的であること、アーティストは不動産価値や商業的な活用が見込めない空き家に対しても新たな価値を見出す可能性があること等が共有されました。

ついては、今年度も引きつづきその効果を検証し、多様化する空き家活用との連携を促進させるため、本事業のモデルプログラム実施主体となる団体を企画提案方式で公募します。空き家活用や地域とアーティストのコーディネートの経験を有し、アーティストの空き家活用に期待感をもつ団体を対象としますので、ぜひ積極的なご応募をお願いします。

※本事業における「空き家」とは、空き家、空き店舗、空き工場、空き倉庫等、一定期間利用者がなく有効活用のなされていない施設（一部利用）を含む。

2 業務概要

(1) 業務の名称

2024年度アートによる空き家活用パイロット事業「fresh air」
モデルプログラムコーディネート業務

(2) 業務内容

空き家活用事業者とアーティストが協働し、アーティストの発想により、放置された空き家にも経済的指標では測りきれない価値を生み出す事例をつくる。

ア 本事業で活用する空き家等（以下、「当該物件」という。）の準備

- ・物件所有者との交渉や調整
- ・物件の家財処分・事前清掃と事業期間中の管理

イ アーツカウンシルが選定するアーティスト（以下、「選定アーティスト」という。）の受入

- ・選定アーティストが地域で行う活動に対するサポート等
- ・作品公開中の作品および来場者の安全管理

ウ アーツカウンシルが実施する「アートによる空き家活用ワーキンググループ」への参加（1回）

エ アーツカウンシルと設定した評価指標のデータ収集

オ 事業期間中の写真や動画等の記録、メディア対応

カ 事業終了後の実績報告書の提出

(3) 契約期間

契約締結日から 2025 年 3 月 14 日（金）まで

(4) 契約限度額

550,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ただし、契約締結時までに適格請求書発行事業者（インボイス）の登録がない団体は消費税相当額を差し引いた金額で契約を締結する。

4 業務委託者

(1) 業務委託者：公益財団法人静岡県文化財団 理事長 中西勝則

(2) 執行部署：アーツカウンシルしずおか

〒422-8019 静岡市駿河区東静岡 2 丁目 3 番 1 号 グランシップ 1 階

電話 054-204-0059 メール info@artscouncil-shizuoka.jp

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県内に活動の拠点を有し、かつ静岡県内にある当該物件を所有又は管理している団体（法人格の有無は問わないが、応募時に定款や会則等の団体で定める規約を添付すること）
- (2) 選定アーティストの作品制作が可能な環境準備のため、選定アーティストによる 2 回目のリサーチ当日までに当該物件で不要な家財の撤去や清掃を行い、最低 1 部屋以上の空間を確保できること
- (3) 活動地域において、空き家等の活用やアーティストとの連携による地域づくり、アーティストへの支援のいずれかの活動実績を有すること
- (4) 本事業の実績を活かし、翌年度以降も継続的に活動する意思があること
- (5) 「2023 年度クリエイティブ人材空き家等活用モデルプログラム」の受託団体ではないこと
- (6) 当年度の公益財団法人静岡県文化財団（以下「文化財団」という。）の他の助成金を受けている場合、助成金採択事業とは別事業として受託する体制を有すること
- (7) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (9) 下記に該当する者でないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	2024年7月25日(木)
オンライン説明会	2024年8月9日(金) 16:00~17:00
企画提案書の提出期限	2024年8月30日(金) 13:00まで【厳守】
応募者オンラインヒアリング	2024年9月2日(月)~9月3日(火) 1時間程度【参加必須】
選定結果の内定連絡	2024年9月10日(火)

※なお、応募者の状況により変更する場合があります。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

以下の書類を提出すること。

提出物	様式
応募申込書	様式第1号
企画提案書	様式第2号
本事業で活用を検討している空き家等の概要資料	様式第3号
見積書	様式任意
見積内訳（各経費の単価及び数量の根拠が確認できるよう記載）	様式第4号
定款や会則等、団体規約のコピー	様式任意

※提出書類はすべてPDF形式にして提出すること。

イ 提出期限

2024年8月30日(金) 13:00まで(必着)

ウ 提出先

アーツカウンシルしずおか
メール info@artscouncil-shizuoka.jp

エ 提出方法

電子メール

(3) オンライン説明会

本業務委託に関する質問については、下記のオンライン説明会のみで受け付ける。
対応した質疑については、質問者の具体的な提案事項に関わるものを除いてアーツカウンシルのホームページに掲載する。

(掲載先 <https://artscouncil-shizuoka.jp/category/news/>)

ア 実施日

2024年8月9日(金) 16:00~17:00

イ 参加方法

下記のURLより参加。事前申込不要。

<https://zoom.us/j/98900418217?pwd=571H1K6BCwDrQdBHxnM8suyzpwafBSw.1>

ミーティング ID: 989 0041 8217

パスコード: 140339

(4) 審査

ア 審査会

「2024年度アートによる空き家活用パイロット事業「fresh air」モデルプログラム
コーディネート業務企画提案選定委員会(以下「選定委員会」という。)」の委員が以下
の評価基準により原則、書面で審査し、契約候補者を選定する。

イ 評価基準

評価項目	評価の基準
地域性	当該地域の課題への対応として、本事業の有効性が期待できるか。
団体の活動実績	当該地域において、下記①～③いずれかの活動実績を有しているか。 ① 空き家等の活用 ② アーティストとの連携による地域づくり ③ 地域へのアーティストの受入
実現可能性	用意される空き家等の状況や団体の実施体制など、本事業が滞りなく実施できる条件を有しているか。
事業の継続性	本事業終了後も継続的な活動が見込まれ、将来的にクリエイティブ人材の活動場所の拡大に貢献できるか。

ウ 結果通知

選定結果は、全ての企画提案者に対し、9月10日(火)までに電子メールにより通知する。

7 その他留意事項

- ・書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・本企画提案にかかる費用は各企画提案者の負担とする。
- ・提出された書類等は返却しない。本応募で収集した個人情報にはアーツカウンシルで厳正に保管・管理し、本事業に関する連絡、アーツカウンシル主催事業等の案内のために利用する。
- ・選定結果に関する疑義は受け付けない。
- ・選定された契約候補者とアーツカウンシルは、選定アーティストとのマッチング完了後に、業務委託契約を締結する。
- ・選定された契約候補者との契約締結に当たり、契約限度額の範囲内において、企画提案の内容を一部修正する場合がある。
- ・契約候補者が正当な理由なくアーツカウンシルと契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容についての協議を行ったうえで、契約を締結するものとする。
- ・アーツカウンシルとの契約締結後、団体名及び選定アーティストの活動名をアーツカウンシルから公表する。
- ・本事業実施にあたり、地域住民や選定アーティストとトラブルが発生しないよう留意する。万が一トラブルが発生した場合は、本人同士で解決すること。
- ・本委託業務の成果品（実績報告書等）の著作権はアーツカウンシルに帰属する。
- ・本事業は選定アーティストによる作品の完成までを対象とし、その後の作品の維持、処分については団体の管理下とする。
- ・選定アーティストの制作物（作品）の著作権は選定アーティストに帰属し、所有権及び使用権については選定アーティストと受託者が協議を行い、アーツカウンシルに報告する。

8 問合せ先

アーツカウンシルしずおか 担当：立石、若菜、小松
〒422-8019 静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号 グランシップ1F
TEL：054-204-0059 E-mail：info@artscouncil-shizuoka.jp
(9：00～17：00、土日祝休)

事業の実施スケジュール（予定）

1 コーディネート業務委託契約者（以下、「委託契約者」）の公募と契約

内 容	日 程	備 考
委託契約者の公募・選定	2024年7月25日～8月30日	
オンライン説明会	2024年8月9日	
応募者とのオンラインヒアリング	2024年9月2日～9月3日	
委託契約者の内定	2024年9月10日	
アーツカウンシルによるアーティストの選定	2024年9月10日～9月20日	
アーティストと委託契約者の面談	2024年9月23日～9月26日	
アーツカウンシルと委託契約者の委託契約締結 アーツカウンシルとアーティストの委託契約締結	2024年9月27日	
記者提供	2024年10月1日ごろを予定	

2 事業の実施（イメージ）

内 容	日 程	備 考
アーティストのリサーチ【1回目】	2024年10月	1～2泊程度
作品プランについての協議・承認 ※空き家に関与する範囲等を確認・調整	2024年10月	
アーティストのリサーチ【2回目】	2024年11月	1～2泊程度
アーティストによる地域住民向け ワークショップ	2024年12月	1日
アーティストと地域住民による 共同作品制作	2024年12月～2025年2月	14泊程度
作品発表	2025年2月	
作品の所有権や管理条件について協議 ※委託契約者とアーティストで覚書締結	2025年3月	

※上記の実施期間中に、アーツカウンシルと設定した評価指標のデータ収集および分析

3 事業の報告

内 容	日 程	備 考
実績報告書の提出	～2025年3月14日	
実績報告書の検査	実績報告書提出後、2週間以内	
請求書の提出	実績報告書の検査合格後、1週間以内	
委託金の支払い	～2025年4月	